

高第427号
令和5年7月21日

各高齢者福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対策について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。高齢者施設については、重症化リスクが高い方が生活していることから、位置づけ変更後も感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を当面継続しております。

今般、県内においても感染者の報告は増加傾向となっております。今後、こうした傾向が継続し、今夏に感染拡大が生じた場合に備え、各事業所・施設において下記により改めて、感染への対策を講じていただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症にかかる対策

令和5年5月2日付け高第126号「高齢者施設における感染対策について」により、新型コロナウイルス感染症にかかる当面の支援や留意事項をお伝えしておりますので、改めてご確認願います。

<リンク：<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/350811.pdf>>

2 その他留意事項

上記に加え、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 国の通知において、高齢者施設等における感染対策として特に重要と考えられる点をお示ししているので下記のリンクをご覧ください、感染対策にお役立てください。

<<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>>

- これまで、施設内療養に備えた医療機関との連携構築をお願いしておりますが、医療機関による往診等に関しては、次のとおりインセンティブが設けられておりますので、参考までにお示しします。

※ 介護医療院若しくは介護老人保健施設（以下「介護医療院等」という。）又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設等」という。）に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合について、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならぬと判断し往診を実施した場合は、救急医療管理加算 1 の 100 分の 300 に相当する点数（2,850 点）を算定できる。

なお、往診ではなく、看護職員とともに施設入所者に対してオンライン診療を実施した場合は救急医療管理加算 1（950 点）を算定できる。

また、介護医療院等若しくは介護老人福祉施設等に入所している者、特定施設若しくは地域密着型特定施設に入居している者又は認知症対応型共同生活介護等を受けている者若しくは在宅医療を受けている者が新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の判断により入院が必要と判断された場合であって、「リハビリテーション・介護サービスとの連携が充実した病棟」に入院した場合、当該病棟を有する保険医療機関において、14 日を限度として 1 日につき救急医療管理加算 1（950 点）を算定できる。

※ 保険薬局において、介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、保険医療機関から発行された処方箋に基づき調剤する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又は現にその看護に当たっている者に対して対面による服薬指導その他必要な薬学的管理指導を実施し、薬剤を交付した場合には在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1（500 点）及び薬剤料を算定できる。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 3468		
F A X	058-278-2639		